

【EU】欧州委員会の2015年度事業計画

主幹 海外立法情報調査室 加藤 浩

* 欧州委員会が2014年12月16日に公表した2015年度事業計画は、既に提案されて審議中の多数の法案の撤回・修正や既存の法制の見直しを含むものである。

1 新しい欧州委員会と事業計画

EU政策の立案と執行を担う欧州委員会は、毎年10月以降に、次年度（暦年）の事業計画を公表する。2014年11月1日に、ジャン-クロード・ユンカー（Jean-Claude Juncker）前ルクセンブルグ首相を委員長とする新体制で活動を開始した欧州委員会は、今後5年間の任期中に取り組むべき優先課題（注1）に基づいて、2015年に集中的に実施する施策を「2015年度事業計画」（注2）として公表した。この事業計画は、優先課題への集中的取組と成果の達成に重点を置き、雇用と成長に最大の影響を与える提案に時間と労力を集め、加盟国への不必要な干渉を控えるとしており、従来の欧州委員会の政策からの転換を意識したものとなっている。

2 事業計画の内容

(1) 主導する新規取組

新たな投資基金創設（本号短信「【EU】欧州戦略投資基金」を参照）等に係る法整備、労働市場統合と雇用増大、デジタル単一市場の整備、エネルギー安全保障等に力点を置いたエネルギー同盟の構築、気候変動対策のビジョン策定、資本市場同盟に向けた取組、構造改革を勘案した経済通貨同盟の深化、域内関係当局間での税務情報交換と租税回避防止対策、EU貿易政策のレビュー、治安に関する行動計画策定、高技能労働者等の移民促進、対近隣諸国政策の見直し、法規制定における欧州議会及びEU理事会との関係強化など、合計23件に絞って、今後イニシアチブを取って進める施策を提示している。

(2) 既に提案されて審議中の法案の撤回・修正

欧州議会とEU理事会で審議中の約450件の法案のうち、既に時代遅れになった、優先課題に含まれない又は採択の見込みがなく法案の所期の目的を達成できないもの等について、撤回又は修正・再提出する。分野別では、農業・農村開発が14件、経済・金融・税制が9件、環境・海洋・漁業が9件、域内市場・産業・中小企業が6件、運輸が7件等となっており、合計80件に上る。この中には2014年に提出された法案も6件含まれている。

(3) 既存法制の見直し

官僚的形式主義を排し、規制によって生ずる負担を減少させ、競争力を高め、投資に適した環境を醸成するという「より良い規制」（Better Regulation）の考え方を基礎にして、

法制を簡素化・効率化する。例えば共通農業政策の分野における規制の簡素化等の実施がこれに当たる。分野別では、気候変動・エネルギーが 10 件、環境・海洋・漁業が 14 件、域内市場・産業・中小企業が 15 件、移民・内務 7 件、運輸 8 件等となっており、合計 79 件に上る。

(4) 2015 年から適用が開始される法制

市民や企業に対して、2015 年に施行される EU 法をより周知するために、合計 78 件の法規を記載したリストを示している。

3 反響

この事業計画については、多くの法案の撤回・修正が打ち出されたことに、関係各機関等から驚きと当惑の声が上がっていると伝えられている（注 3）。例えば、2014 年 7 月に提案されたばかりの、循環経済に向けた廃棄物枠組み指令等の改正案（本誌 261-1 号（2014 年 10 月）pp.6-7 参照）の撤回・再提出に関しては、加盟国の環境相が集まった EU 理事会で、重大な関心と、これまでの提案を基礎にした取組の継続を希望する旨が表明された（注 4）。このような反響に対して、欧州委員会は、「関係各機関等の意見を考慮するものの、EU の条約上の法案提出権は欧州委員会にあり、何を審議対象にするのかについて政治的責任を負うのは欧州委員会自身である」と言及している（注 5）。この事業計画に沿った今後の取組と成果の行方が注視されるところである。

注（インターネット情報は 2015 年 1 月 20 日現在である。）

- (1) ユンカー委員長が就任前に示していた政治ガイドラインに示されている。内容は、①雇用・成長・投資の促進、②デジタル単一市場形成、③気候変動対策を見据えたエネルギー同盟、④強化した産業構造を持つ域内市場、⑤深化した公正な経済通貨同盟、⑥米国との自由貿易協定、⑦相互信頼に基づく司法と基本権、⑧移民に係る新政策、⑨国際的地位の強化、⑩EU の民主的変革の 10 項目である。Jean-Claude Juncker, “A New Start for Europe : My Agenda for Jobs, Growth, Fairness and Democratic Change : Political Guidelines for the next European Commission,” 15 July, 2014. <http://ec.europa.eu/priorities/docs/pg_en.pdf>
- (2) European Commission, “Commission Work Programme 2015 : A New Start,”(COM(2014)910final) 16.12.2014. <http://ec.europa.eu/atwork/pdf/cwp_2015_en.pdf> 本稿 2(1)~2(4)で述べる取組や法制の一覧は、この文書の Annex1~Annex4 に収載されている。また European Commission, “A New Start : European Commission work plan to deliver jobs, growth and investment,” 16.12.2014. <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-2703_en.htm> も参照。
- (3) “Backlash against Juncker’s 2015 Plans,” *European Voice*, 18 Dec., 2014, pp.1-2 等を参照。
- (4) Council of the European Union, “PRESS RELEASE : 3363rd Council meeting, Environment, Brussels, 17 December 2014,” p.13. <<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/?p=1&stDt=20141217>>
- (5) European Commission, “Questions and Answers: the 2015 Work Programme,” 16 December 2014. <http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-2704_en.htm>